

◎新潟県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 向山西山停車場線
- 3 道路の区域

| 区 間                | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員     | 延 長         |
|--------------------|------|---------------|-------------|
| 柏崎市西山町浜忠字山谷885番6から | 新    | 10.0～59.0メートル | 1,148.6メートル |
| 同市西山町鎌田字長表2565番1まで | 旧    | 8.2～50.6メートル  | 1,751.0メートル |

備考 路線の重用

一部区間県道柏崎高浜堀之内線及び県道椎谷礼拝停車場線と重用